昭和二十七年法律第二百三十九号

旅行業法 (一部抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- ☆第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業(専ら運送サービスを 提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する 行為を行うものを除く。)をいう。
 - 一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
 - 二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス(以下「運送等関連サービス」という。)を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
 - 三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
 - 四 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理 して契約を締結し、又は媒介をする行為
 - 五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供 する行為
 - 六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることに ついて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
 - 七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、 旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をす る行為
 - 八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
 - 九 旅行に関する相談に応ずる行為
 - 2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第 八号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。
 - 3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為(第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為及び第三十四条第一項の規定により行う第六項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。
 - 4 この法律で「企画旅行契約」とは、第一項第一号、第二号及び第八号(同項第一号に係る部

分に限る。) に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

- 5 この法律で「手配旅行契約」とは、第一項第三号、第四号、第六号(同項第三号及び第四号 に係る部分に限る。)、第七号(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第八号(同 項第三号及び第四号に係る部分に限る。)に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む 者が旅行者と締結する契約をいう。
- 6 この法律で「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者(外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。)のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為(取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)を行う事業をいう。
- 7 この法律で「旅行サービス手配業務」とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う前項に 規定する行為をいう。

第二章 旅行業等

第一節 旅行業及び旅行業者代理業

(登録)

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

- ★第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
 - 三 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行(第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。)を参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
 - 四 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせる ときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び 所在地
 - 五 旅行業者代理業を営もうとする者にあつては、その代理する旅行業を営む者の氏名又は名 称及び住所
 - 2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

- 第五条 観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲xげる事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。
 - 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 2 観光庁長官は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

- ★第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
 - 一 第十九条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第三十七 条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過 していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る 聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消し の日から五年を経過していないものを含む。)
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者
 - 三 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を 経過しない者をいう。第八号において同じ。)
 - 四 申請前五年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
 - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は第 七号のいずれかに該当するもの
 - 六 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 七 法人であつて、その役員のうちに第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者 があるもの
 - 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - 九 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められ ない者
 - 十 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第 一項第三号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有 しないもの
 - 十一 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの
 - 2 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第六条の二 旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

(旅行業務取扱管理者の選任)

- 第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。)は、営業所ごとに、 一人以上の第六項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所にお ける旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス(運 送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。)の提供の確実性その他取 引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める 事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
 - 2 旅行業者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが第六条 第一項第一号から第六号までのいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠ける に至つたときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所にお いて旅行業務に関する契約を締結してはならない。
 - 3 第一項の規定は、旅行業務を取り扱う者が一人である営業所についても適用があるものとする。

- 4 旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることができない。
- 5 第一項の規定により旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数ある場合において、当該複数の営業所が近接しているときとして国土交通省令で定めるときは、旅行業務取扱管理者は、前項の規定にかかわらず、その複数の営業所を通じて一人で足りる。ただし、当該旅行業務取扱管理者の事務負担が過重なものとなる場合その他の当該複数の営業所における旅行業務の適切な運営が確保されないおそれがある場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- 6 旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。
- 一 本邦内の旅行のうち営業所の所在する市町村の区域その他の国土交通省令で定める 地域内のもののみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定によ る総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業 務取扱管理者試験(当該営業所の所在する地域に係るものに限る。)に合格した者
- 二 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所(前号の営業所を除く。)にあっては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者
- 三 前二号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理 者試験に合格した者
- 7 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、三年以上五年以内において国土交通 省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管 理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第四十一条第二項に規定 する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。
- 8 観光庁長官は、旅行業者等が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 9 観光庁長官は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 10 旅行業者等は、第七項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受講させることその他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 旅行サービス手配業

(登録)

第二十三条 旅行サービス手配業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

(旅行サービス手配業務取扱管理者の選任)

- 第二十八条 旅行サービス手配業者は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行サービス手配業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
 - 4 旅行サービス手配業務取扱管理者は、他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者となることができない。
 - 6 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、三年以上五年

以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、 旅程管理その他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力 の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならない。

(書面の交付)

第三十条 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配 業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取 引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省 令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(登録の取消し等)

- 第三十七条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
 - 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - 二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該 当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していた ことが判明したとき。
 - 三 不正の手段により第二十三条の登録を受けたとき。
 - 2 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、 又は引き続き一年以上事業を行つていないと認めるときは、登録を取り消すことができ る。
 - 3 第二十六条第二項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。